

議案第 39 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表社会福祉事務従事手当の部第 3 号の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」の次に「及び児童福祉法（同法第 21 条の 5 の 6 第 2 項の調査に限る。）」を加える。

別表出勤手当の項の次に次のように加える。

救急救命士 確保手当	採用時に救急救命士の免許 を取得している消防吏員で、 右の区分に該当している者 が月に 10 日以上勤務したと き。	勤務年数 1 年目	月額	14,000 円
		勤務年数 2 年目		13,000 円
		勤務年数 3 年目		12,000 円
		勤務年数 4 年目		11,000 円
		勤務年数 5 年目		10,000 円
		勤務年数 6 年目		9,000 円
		勤務年数 7 年目		8,000 円
		勤務年数 8 年目		7,000 円
		勤務年数 9 年目		6,000 円
		勤務年数 10 年目		5,000 円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。